



平成 20 年 11 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ダイナシティ
代表者名 代表取締役社長 吉田 雅浩
(JASDAQ コード番号 8901)
問合せ先 執行役員 西田 耕二
総務人事部長
(TEL : 03-5733-8157)

四半期連結財務諸表に対する四半期レビューの結論の不表明について

平成 21 年 3 月期第 2 四半期の四半期連結財務諸表につきまして、当社の監査人より四半期レビューの結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当社は平成 20 年 10 月 31 日開催の取締役会において、民事再生手続きの申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことから、第 2 四半期連結財務諸表に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」の注記を記載いたします。

昨年来からのサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱および信用収縮により金融機関の融資体制が慎重になるとともに、不動産市況が大幅に悪化いたしました。当社はこのような事業環境の変化に対応するため、コンパクトマンション事業へ経営資源を集中させ、また不動産ソリューション事業よりの撤退および一部開発プロジェクトの中止、人員および経費の削減など事業の再構築を実施してまいりましたが、今期にはいり不動産市況の悪化はさらに進み、当第 2 四半期会計期間において多額の営業損失、経常損失および当期純損失を計上したこと、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したこと、当第 2 四半期連結会計期間末において、売却を予定している重要な不動産の処分が困難な状況であること、親会社等からの追加的支援を得ることが困難な状況となったこと、さらに、金融機関の新規融資や借換融資が極めて困難な状況となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

以上のような状況下、当該状況を解消すべく、当社は新たな資金調達の方法を模索してまいりましたが、同業者の破綻が続くなど逆風の中で決済資金の調達の目途が立たない状況となったため、平成 20 年 10 月 31 日開催の取締役会において、民事再生手続きの申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所から保全処分命令（弁済禁止処分）と監督命令が発せられ、同年 11 月 6 日には同裁判所から民事再生手続開始決定を受けました。

今後は再生計画案を作成し、同裁判所に提出し、認可を受けて再生計画を遂行することになりますが、再生計画案は現時点では未確定であります。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。



四半期連結財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成しておりますが、このたび、監査人である監査法人アヴァンティアは、当社の継続企業の前提について、現時点では結論を表明するための手続が実施できないと判断いたしました。これにより、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明について、四半期レビューの結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領いたしました。

2. 四半期レビュー報告書の記載内容

受領した四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイナシティの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年10月31日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。平成20年11月6日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は、東京地方裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の四半期連結財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ダイナシティ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



3. 今後の展開

平成 20 年 11 月 6 日公表の「民事再生手続開始決定のお知らせ」のとおり、当社は、東京地方裁判所より民事再生手続開始が決定されました。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、今後の当社の再建に格別のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

今後につきましては、東京地方裁判所から選任された監督委員の監督のもと、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいります。

以 上